

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第3区分  
 【発行日】平成30年5月31日(2018.5.31)

【公表番号】特表2018-500396(P2018-500396A)  
 【公表日】平成30年1月11日(2018.1.11)  
 【年通号数】公開・登録公報2018-001  
 【出願番号】特願2017-509595(P2017-509595)  
 【国際特許分類】

C 0 8 L 23/08 (2006.01)

C 0 8 K 5/00 (2006.01)

【 F I 】

C 0 8 L 23/08

C 0 8 K 5/00

【手続補正書】

【提出日】平成30年4月16日(2018.4.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コアと、前記コアを囲む相変化材料（PCM）層と、を含むケーブルであって、前記PCM層は、PCM組成物からなり、

前記PCM組成物は、PCMと、エチレンコポリマーと、を含み、且つ、前記コアは、ヤーン、ストランド、又はワイヤーからなり、それぞれは、天然若しくは合成の重合性材料又は金属から作製される、ケーブル。

【請求項2】

前記PCM組成物におけるエチレンコポリマーの量は、前記PCM組成物の総重量に基づいて、30重量パーセント以下である、請求項1に記載のケーブル。

【請求項3】

前記エチレンコポリマーは、エチレンビニルアセテートである、請求項1又は2に記載のケーブル。

【請求項4】

前記ヤーン、前記ストランド、又は前記ワイヤーは、ポリパラフェニレンテレフタルアミド（パラ-アラミド）から作製される、請求項1～3のいずれか一項に記載のケーブル。

【請求項5】

保護ポリマーの1つ以上の層（複数可）を更に含む、請求項1～4のいずれか一項に記載のケーブル。

【請求項6】

第1の層は、イオノマーとポリアミドのブレンドから作製され、且つ、第2の層は、グラフト化又は非グラフト化ポリプロピレンホモポリマー、グラフト化又は非グラフト化ポリプロピレンコポリマー、ペルフルオロエチレン-プロピレンコポリマー、ペルフルオロアルコキシアルカンコポリマー、エチレンテトラフルオロエチレンコポリマー、エチレンアクリレートゴム、及びそれらの2つ以上の組合せからなる群から選択されるポリマーから作製される、保護ポリマーの2つの層を含む、請求項1～5のいずれか一項に記載のケーブル。

**【請求項 7】**

保護ポリマーの1つ以上の層は、50～600 μmの厚さを有する、請求項1～6のいずれか一項に記載のケーブル。

**【請求項 8】**

PCMの量は、前記ケーブルの総重量に基づいて、少なくとも70重量パーセントである、請求項1～7のいずれか一項に記載のケーブル。

**【請求項 9】**

前記ケーブルは、3～6 mmの直径を有する、請求項1～8のいずれか一項に記載のケーブル。

**【請求項 10】**

天然若しくは合成の重合性材料又は金属から作製される、ヤーン、ストランド、又はワイヤーからなるコアをもたらす工程と、

前記コアに対してPCM組成物を押し出し成形する工程と、

を含む、請求項1～9のいずれか一項に記載のケーブルを作製する方法。

**【請求項 11】**

保護ポリマーの1つ以上の更なる層（複数可）を、前記PCM組成物及び前記コアに対して押し出し成形する工程を更に含む、請求項10に記載の方法。

**【請求項 12】**

更なる層は、前記PCM組成物及び前記コアに対して押し出し成形された2つの層を含み、第1の層は、イオノマーとポリアミドのブレンドから作製され、且つ、第2の層は、グラフト化又は非グラフト化ポリプロピレンホモポリマー、グラフト化又は非グラフト化ポリプロピレンコポリマー、ペルフルオロエチレン-プロピレンコポリマー、ペルフルオロアルコキシアルカンコポリマー、エチレンテトラフルオロエチレンコポリマー、エチレンアクリレートゴム、及びそれらの2つ以上の組合せからなる群から選択されるポリマーから作製される、請求項10又は11に記載の方法。

**【請求項 13】**

熱管理における、請求項1～9のいずれか一項に記載のケーブルの使用。

**【請求項 14】**

自動車産業における、請求項1～9のいずれか一項に記載のケーブルの使用。

**【請求項 15】**

電気及び熱バッテリーにおける、請求項1～9のいずれか一項に記載のケーブルの使用

。